

# 王子労基署からのお知らせ

## (令和6年3月)



- ☑ 令和6年4月1日から 建設業・自動車運転業務・医師  
にも時間外労働の上限規制が適用されます  
～ 36 協定届が新しい様式に変わります ～

本年4月1日から、建設業・自動車運転業務・医師においても時間外労働の上限規制が適用され、これに伴い、時間外労働及び休日労働に関する協定(以下「36協定」という。)届が新しい様式に改正されます。

関係事業者におかれては、本年4月1日からの上限規制の適用に伴い、36協定の内容に合った『新しい様式による届出』が必要になります。

王子労働基準監督署では、「労働時間相談・支援コーナー」において36協定届(新様式)の記載方法を含む労働時間制度全般に関する相談への対応や支援をしています。また、「東京働き方改革推進支援センター」においても、主に中小企業の事業主の方に対し、36協定届(新様式)の記載方法を含む労働時間制度全般に関する相談への対応や支援をしています。

### 【36 協定届の新しい様式について】

36 協定届の新様式(建設業・自動車運転業務・医師)は、以下のページからダウンロード可能です。また、同ページに、36 協定届の記載例や労働基準法等の改正内容等をご案内するリーフレットも掲載していますので、ご参照下さい。



[https://jsite.mhlw.go.jp/Tokyo-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/roudoukijun\\_keiyaku/36\\_kyoutei.html](https://jsite.mhlw.go.jp/Tokyo-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudoukijun_keiyaku/36_kyoutei.html)

### 【相談・支援窓口】

- 王子労働基準監督署 労働時間相談・支援コーナー

「労働時間相談・支援班」が、36 協定届(新様式)の記載方法や労働基準法等の改正内容等のご相談に対応いたします。

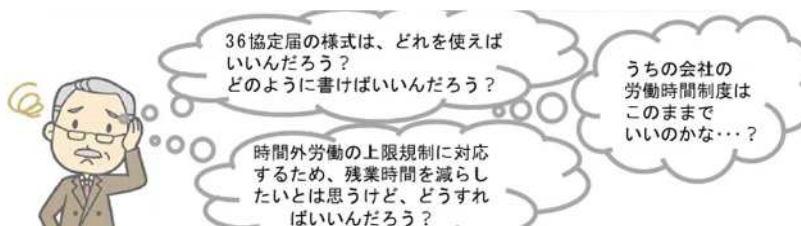
電話 03-6679-0183(8:30~17:15 土・日・祝日を除く)

- 東京働き方改革推進支援センター(東京労働局委託事業)

働き方の見直しや労務管理のお悩み解決に向けて、社会保険労務士等の専門家がサポートしています。

電話 0120-232-865(9:00~18:00 土・日・祝日を除く)

<https://hatarakikatalka.mhlw.go.jp/consultation/tokyo/>



問 合 先: 王子労働基準監督署  
方面 03-6679-0183

安全衛生担当 03-6679-0186 労災課 03-6679-0226

## ☑ 3月は「自殺対策強化月間」です。

厚生労働省は、3月を「自殺対策強化月間」として、自殺防止に向けた集中的な啓発活動を実施しています。

昨年の自殺者数は、暫定値ではありますが、総数が 21,818 人、小中高生の自殺者数が 507 人であり、いずれも高い水準となっています。

自殺対策強化月間では、電話や SNS による相談支援体制の拡充や、主に中高年層や子ども・若者に向けたポスターや動画による相談の呼びかけなど、集中的な啓発活動を実施します。

引き続き、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向け、自殺対策を推進していきます。



厚生労働省ウェブサイト「まもろうよこころ」  
電話や SNS の相談窓口等をわかりやすく紹介  
しています。  
<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/>



## ☑ 労働基準監督署への届出や申請は、電子申請を利用しましょう！

例年、3月の年度末と4月の年度初めには、労働基準監督署の窓口が来庁者の方で混雑いたします。各種届出・申請などにあたりましては、電子申請の積極的なご活用をよろしくお願いいたします。

【電子申請による届出・申請などが可能な主な手続き】

- ・労働基準法に基づく36協定や変形労働時間制に関する協定届、就業規則の届出、本社一括届出 など
- ・労働安全衛生法に基づく労働者死傷病報告 など
- ・労働保険関係成立届、労働保険料概算・確定申告書、特別加入申請書・変更届 など

電子申請は、電子政府の総合窓口「e-Gov」から利用できます。(e-Gov 電子申請システムはパソコンからのみご利用いただけます。)

簡単・スマートに申請可能です。

インターネット上の様式に必要な事項を入力し、電子署名や G ビズ ID を付してクリックするだけで手続きができます。

大量の書類への記入も、電子申請ならデータで簡単に処理できます。

導入も簡単です

令和3年4月から労働基準法や最低賃金法などに基づく届出については電子署名、電子証明書が不要になりました。

e-Gov からアカウントを登録、フォーマットに必要な事項を入力することで届出・申請が可能です。



労基法等などの電子申請に関する手続きについてはこちらから

労基法等 電子

検索

労働保険の電子申請に関する特設サイトはこちら

労働保険関係手続 電子申請

検索

e-Gov 利用者サポートデスク <https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/contact>

問 合 先: 王子労働基準監督署

方面 03-6679-0183

安全衛生担当 03-6679-0186

労災課

03-6679-0226